



「裏金」議員に国民の審判を —自民党パーティー券裏金問題（その2）—

自民党の「パーティー券裏金問題」については、「しばかつ通信」005号（2月7日発行）で「裏金づくりの経緯や「裏金」の用途など事実関係がまだ明らかになっていないだけでなく、刑事事件で起訴されなかった「裏金」議員は何も責任をとっていないことをお話ししましたが、この状況は1ヶ月余り経った3月13日現在においても変わっていません。

2月中旬には自民党の森山総務会長、渡海政調会長、小渕選対委員長らが行ったとされる聴き取り調査について弁護士がまとめた報告書が発表されましたが、事実関係の解明には全く不十分なものでした。

まず、聴き取りをしたのはあくまでも森山氏ら自民党の幹部であり、弁護士はこれに「参加」しただけです（私の弁護士経験に基づく私見では、報告書ではあえて「参加」という分かりにくい表現が使われていますが、弁護士は聴き取り内容を記録して報告書にまとめただけで、自ら主体的に質問等をしていなかったように読み取れます）。弁護士らは「客観性を担保」するため「参加」したとのことですが、そもそも本当に客観性のある調査をしたいのであれば、党の関係者は席を外して弁護士のみで聴き取りを行うべきであり（企業不祥事の調査ではこれが常識です）、党幹部による聴き取りで「客観性を担保」などできるはずがありません。

内容を見ても、例えば「裏金」が作られるようになった経緯については「遅くとも10数年前から行われていた可能性が高い」「場合によっては20年以上前から行われていたことも窺われ

る」と、要するによく分からないという結論です。用途についても、匿名で、大まかな内容が書いてあるだけで、誰が具体的にどのように使ったのかは明らかにされていません（調査結果は全体的に原則匿名で書かれており、個々の議員に関する事実関係はほとんど分かりません）。

また、派閥のパーティー券収入から「裏金」をもらっていたのが、議員「個人」なのか議員の「政治団体」なのかも重要なポイントです。もらっていたのが議員「個人」であれば、議員自身が政治資金規正法違反に問われるばかりでなく、個人の所得を申告していない「脱税」にもなるからです。他方、「政治団体」がもらっていたのであれば、政治資金収支報告書に記載していなかった政治資金規正法違反にはなりますが、収支報告書を作成した事務方（会計責任者）が勝手にやったことで議員本人は知らなかったという言い逃れもできますし、脱税にもなりません。

今回の件では全ての議員が、「裏金」は「政治団体」がもらったということにして、収支報告書の訂正で済ませようとしています。しかし、聴き取り調査報告書によれば、「裏金」をもらっていた議員の半分以上が、現金で事務所の金庫・引き出し・専用の箱などで保管していたと述べています。政治団体の銀行口座にも入れず、収支報告書にも書かなかった「裏金」が、議員個人ではなく政治団体のお金で納税も不要などという言い分が、常識的に通用するのでしょうか。「国民は納税、自民は脱税」という怒りの声が国民に広がるのも当然です。

ところが自民党の聴き取り調査では、最初から「裏金」は「政治団体」の収入という前提で質問がされており、実は議員「個人」の収入だったのではないかという質問はされていません（岸田首相は参議院で、立憲民主党の小西洋之議員の追及を受けて、その点も質問していると答弁しましたが、私が報告書を読む限り、その点は質問事項に含まれていません）。

このように、**自民党には「裏金」の事実関係を徹底的に明らかにするという姿勢がないばかりでなく、刑事訴追されなかった「裏金」議員が自ら政治責任を取る、あるいは党が責任を取らせる動きも見られません**(3月13日現在)。立憲民主党はじめ野党も国会で事実解明と責任追及に尽力していますが、与党として過半数を握っている

自民党の逃げ切りを許さないためには、国民からの厳しい批判が不可欠です。

民主主義国家においては、政治家に最終的な審判を下すのは有権者です。**自民党に自浄能力がないのであれば「裏金」議員の辞職か衆議院の解散総選挙によって、「裏金」議員がこのまま国民の代表で良いのかどうか有権者の審判を受けさせるしかありません。**

今回のような問題を二度と起こさせないように、そして今回改めて明らかになった、**献金してくれる企業などの利益が優先され、献金できない多くの国民の利益は軽視される「利権政治」と完全に決別するためには、政権交代が必要です。選挙で多くの有権者が自民党ではなく立憲民主党など野党に投票すれば、政権交代は必ず実現できます。今こそ皆様の力が必要です。**

後援会員募集中！！

「柴田かつゆき後援会」では会員を大募集中です！
会費は無料、柴田かつゆきを応援したい、と思っ
てくださる方でしたら、年齢・住所・国籍等問わずど
なたでも入会可能です。

入会して下さった方には会員向けのニュースやイ
ベントのお知らせをお送りさせていただきます
(4/6(土)午後6時より懇親会を開催予定です)。
お申込みはメール office.kshibata@gmail.com または
電話 050-8886-1651 まで！

いつでも、どこでも

「なんでも相談」受付中！

お困りごとや政治へのご意見など、なんでも・いつ
も・どこでも、柴田かつゆきにお声掛けください。
しばかつくんの「なんでも相談会」のぼり旗が目印！

メール office.kshibata@gmail.com や
電話 050-8886-1651 でも受付中です！



柴田かつゆき事務所 公認キャラクター
しばかつくん

柴田かつゆき プロフィール

1968年10月生まれ 開成高校・東京大学法学部卒業 弁護士

元：司法研修所教官、第二東京弁護士会副会長、森・濱田松本法律事務所パートナー
座右の銘：不貪不瞋不痴（みんなのために、明るく、頑張る）、実力も運のうち

編集後記 事務所スタッフの「独り言」

事務所スタッフが全員集まってランチをする機会がたまにある。
みんな好き嫌いなくなんでも食べる。

いただきますの前に必ずスマホでランチの写真を撮るスタッフ
S。それを毎回見届ける柴田さん。何気ない時間だが、貴重な時
間だ。

事務所に戻ると柴田さんはデスクの引き出しを開けて、チョコ
やらなんやら甘いものをもぐもぐする。おそらく引き出しのひと
つは甘いもので埋まってるはずだ。常に頭を働かせている人だから、
脳に糖分が必要なのではないかと私は考えている。

そんな私たちに、みなさんのおすすめランチを教えてください。
お見かけの際はお気軽にお声がけくださいね。

スタッフN

SNS更新中！

QRコードよりチェック！



柴田かつゆき事務所

〒134-0091 東京都江戸川区船堀1-4-10 第2乙女屋マンション604
電話：050-8886-1651 FAX：050-3488-7290 メール：office.kshibata@gmail.com